

農地所有者の皆さんへ

農地改良行為について

農地に切土、盛土などを行った後に、その後も農地として利用する場合（農地改良行為）で、次のすべてに該当するときは、農業委員会への届出をお願いします。

- 農地の耕作者自ら施工する農地改良行為。（建設工事残土により行われるときは、通常土砂を捨てることが主たる目的と解されるので、転用許可を受けてください。）
- 盛土を行う場合は、耕作に適した良質土のみを使用。
- 施工期間が3ヶ月以内。
- 施工面積が10アール以下。
- 造成する高さが現況より原則として概ね1メートル以下。（傾斜地などで高低差がある場合、造成レベルから隣接地までの高低差が2メートル以下。）
- 農地改良行為が廃棄物の処理及び清掃に関する法律、採石法、砂利採取法等の他法令の対象とするものでないもの。

なお、上記に該当しない場合には、農地転用（一時転用）の許可が必要となることもありますので、農業委員会へお問い合わせください。

※ 届出書は、農業委員会にあります。

※ 事前に地元（担当）農業委員へご相談ください。

※ 隣接地の土地所有者の同意書も添付していただきます。

農業委員会 TEL 52-3487